

向井千秋記念子ども科学館ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成26年12月16日

館教第H260074号

(趣旨)

- 1 ソーシャルメディアは利用者が増加し、今や生活に非常に身近な情報伝達手段として社会的に大きな影響力を持つようになってきている。向井千秋記念子ども科学館（以下「科学館」という。）においても、市民等への情報提供及び情報共有にあたって有効なメディアとして認識する必要がある。
しかし、ソーシャルメディアは有効な情報の伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、市政や科学館に対して想定しない影響を及ぼす場合も考えられる。
このガイドラインは、科学館が業務においてソーシャルメディアを活用するにあたり、基本的な考え方や留意すべき事項を明らかにし適切かつ円滑に運用し、有効性を十分に発揮できるよう定めるものである。

(ソーシャルメディアの定義)

- 2 ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイトなど、ユーザーが情報を発信し形成していくメディアをいう。

(ガイドラインの適用範囲)

- 3 このガイドラインは、地方公務員法の一般職、特別職の区分に関わらず、科学館に勤務する全ての職員に対して適用する。

(利用に当たっての原則)

- 4 科学館職員は下記の事項に基づいてソーシャルメディアを利用する。
 - (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければならない。また、次に掲げる事項は情報発信してはならない。
 - ①他者を侮蔑すること
 - ②人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させること
 - ③違法若しくは不当、又はそれらの行為を煽ること
 - ④流布することを目的とした事実と異なること
 - ⑤閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関すること
 - ⑥故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとする事
 - ⑦その他、公序良俗に反すること
 - (2) 地方公務員法その他の関係法令並びに、職員の服務及び情報の取り扱いに関する規程を順守しなければならない。とりわけ、職務上知り得た館林市、科学館及び他者の秘密に関する情報は発信してはならず、意思形成過程の情報や市の安全を脅かす恐れのある情報には留意する必要がある。また、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して侵害することのないよう十分留意しなければならない。
 - (3) 発信する情報は正確でなければならない。その内容について誤解を与えないよう留意しなければならない。また自らが発信した情報に対する反応については誠実に、また冷静に対応するよ

う努めなければならない。

(4) 業務としてアカウントを取得する場合は、次の事項にも留意しなければならない。

①アカウント運用ルールの策定と明示

業務としてアカウントを取得・運用する場合には、アカウント運用ポリシーを策定する。アカウント運用ポリシーには、ソーシャルメディアサービス名、アカウント名、URL、目的・内容、運用管理責任者・担当者、運用方法等を定める。ソーシャルメディアのアカウント設定における自由記述欄、又は科学館ウェブサイトには、アカウント運用ポリシーを掲載する。

②成りすましの防止

ソーシャルメディアは、誰でもアカウントを開設することが可能であるため、科学館が運用していることを証明し、利用者等に周知することが必要である。ソーシャルメディアの提供機関等が、認証アカウントの発行を行っている場合には、可能な限り、認証アカウントを取得して運用する。

また、科学館ウェブサイトにおいて、利用するソーシャルメディアのサービス名と、そのサービスにおけるアカウント名もしくは当該アカウントページへのリンクを明記するページを設ける。加えて、運用しているソーシャルメディアのアカウント設定の自由記述欄に記載できる場合は、当該アカウントの運用を行っている旨の表示をしている科学館ウェブサイトのURLを記載する。

(違反行為又は事故発生時の対応)

5 このガイドラインに違反する行為があった場合、あるいは違反行為による事故が発生した場合は、関係法令に準じて対応するものとする。

向井千秋記念子ども科学館ツイッターアカウント運用ポリシー

平成26年12月16日

館教第H260074号

向井千秋記念子ども科学館ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、向井千秋記念子ども科学館（以下「科学館」という。）が運用するツイッターアカウント運用ポリシー（以下「運用ポリシー」という。）を次のとおり定める。

1 情報発信の目的

迅速かつ広範囲に情報提供を行うことにより、多くの利用者等に科学館を知っていただき、科学館の事業に参加いただくことで、科学への興味関心を高めることを目的とする。

2 用語の定義

この運用ポリシーにおいて次に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネットを利用して140字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 向井千秋記念子ども科学館が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように科学館が登録することをいう。
- (8) フォロワー 科学館のツイートを受信するよう登録した他のユーザーのことをいう。

3 運用主体

科学館公式ツイッターの運用主体は、向井千秋記念子ども科学館とし、管理は館長が行い、文書管理主任がこれを補佐し、アカウントの管理及びツイートの発信は、科学館職員が館長の承認を得て行う。

4 アカウント名

向井千秋記念子ども科学館 (@mc_kagakukan)

5 情報発信の内容

- (1) 科学館主催事業等科学館ウェブサイトに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 科学館から何らかの手段で来館者等に情報提供したもの
- (3) その他、館長が適当と認めるもの

6 運用時間

原則として、業務時間中に5に掲げる情報を不定期で発信する。

7 禁止事項

科学館公式ツイッターにおいては次に掲げる情報についてのツイートを行ってはならない。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報
- (2) 人権、思想、信条、職業等により差別し、または差別を助長させる内容を含む情報
- (3) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報（職務上発信することが必要な情報を除く）
- (4) 法令等に違反する行為をあおる内容を含む情報
- (5) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報
- (6) わいせつな内容を含む情報、その他の公序良俗に反する内容を含む情報
- (7) 信頼性に乏しい情報
- (8) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害する情報
- (9) その他、館長が不適切と判断したもの

8 制限事項

- (1) リプライの制限 リプライは原則行わない（科学館公式ツイッターにおいて返信を行わないことを公式ツイッターのプロフィール欄及び科学館ウェブサイトにも明示する）。ただし、国、県、地方公共団体、公益法人等が発信したツイートで、特に館長が認めるものはこの限りではない。
- (2) リツイートの制限 リツイートは原則行わない。ただし、国、県、地方公共団体、公益法人等が発信したツイートで、特に館長が認めるものはこの限りではない。
- (3) フォロワーの制限 フォロワーは原則行わない。ただし、国、県、地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に館長が認めるものはこの限りではない。

9 ホームページとのリンク

ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として科学館が運営するウェブサイトのみとする。ただし、国、県、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に館長が必要と認めるものはこの限りではない。

10 公式アカウントの停止または削除

ツイートが困難になった場合、その理由を科学館ウェブサイトに明記し、公式アカウントを速やかに停止または削除するものとする。その場合、館長は、その運用する公式ツイッターにおいて当該ツイッターの廃止をすること及び廃止を予定する日を、廃止日の2週間前までに告知しなければならない。

館長は、科学館公式ツイッターの利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があった時は、速やかに運用を停止するものとする。

11 運用ポリシーの変更

本運用ポリシーは予告なく変更する場合がある。

12 その他

本運用ポリシーに定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は館長が別に定める。